

# 4月1日から老人保健法の規定に基づき、 高齢者の自己負担額が次のとおり改定されました

厚生労働省からのお知らせです。

## ●外来の場合

### ①定額制の診療所 (注)

改定前

改定後

1日につき800円 → 1日につき850円

1か月に5日以上通院した場合は、その月の5日目以降の通院については、負担はありません。

(注) 一部負担金を定額で徴収することを都道府県知事に届け出た診療所

### ②病院および定率制の診療所

一部負担金は医療費の1割ですが、同一の医療機関での負担額が、1か月に以下の額に達したときは、その後の自己負担はありません。

改定前

改定後

I

医療機関で  
院外処方せんを  
交付されなかった方

医療機関で 3,000円 → 3,200円  
大病院 (ベッド数が200床以上ある病院) で受診された方は  
5,000円 → 5,300円

II

医療機関で  
院外処方せんを  
交付された方

医療機関で 1,500円 → 1,600円  
薬局で 1,500円 → 1,600円  
大病院 (ベッド数が200床以上ある病院) で受診された方は  
それぞれで 2,500円 → 2,650円

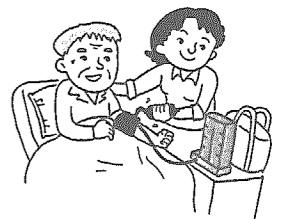
## ●老人保健の訪問看護を受けた場合

### ①定額制の訪問介護ステーション (注)

1日につき600円 → 1日につき640円

1か月に6日以上訪問介護を受けた場合は、その月の6日目以降の訪問介護については、基本利用料の負担はありません。

(注) 訪問介護に要した費用を定額で徴収することを都道府県知事に届け出た訪問看護ステーション



### ②定率制の訪問介護ステーション

一部負担金は老人保健の訪問看護に要する費用の1割ですが、同一の訪問看護ステーションでの基本利用料が、1か月に以下の額に達したときは、その後は基本利用料の負担はありません。

1か月に3,000円 → 1か月に3,200円

詳しくは、広報よこし4月号と一緒に配布したチラシをご覧ください。  
不明な点がございましたら、町民生活課 国民健康保険係へお気軽にお尋ね下さい。☎385-2111

## 国民健康保険では 海外での療養費も適用されます

健康保険等においては、海外旅行中の療養に対し、療養費を支給する「海外療養費制度」が設けられています。海外旅行が一般化している中で、国民健康保険においても、旅行中の疾病等について保険が適用されるようになりました。

具体的には、被保険者は海外で負傷した場合や疾病にかかった場合の費用について、帰国後、療養費支給申請を経て、役場の窓口で療養費として払い戻しを受けることとなります。

海外療養費で支給される範囲は、健康保険等と同様、保険診療の範囲内での給付になり、日本で保険適用されていない臓器移植(心臓や肺など)や人工受胎等の不妊治療、性転換手術等については、対象となりません。

### 療養費支給の手続き

- ① かつた医療費の全額を海外の医療機関等に支払うとともに、担当医師等から治療内容やかかった金額等についての証明をもらう。
  - ② 帰国後、保険者(役場)に対して申請手続きをする。
  - ③ 払い戻しを受ける。
- なお、海外療養費の支給申請

は帰国後に行い、国外への送金が行わないことになっています。  
申請の際、必要な書類

- ① 療養費支給申請書
  - ② 診療の内容等がわかる医師の診療明細書・領収明細書等
  - ③ これらの明細書等が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文
- なお、添付されていない場合は、基本的には療養費は支給できません。

国民健康保険から社会保険への異動、また、それとは逆の異動については、届出が必要で、特に、社会保険同士の異動、とりわけ、扶養義務者等の事業所が変わったことに伴い、保険証の記号・番号が変わった場合も、老人保健の医療保険の届出が必要ですので、忘れずに届出をして下さい。

また、1か月に1度、医療機関の窓口で、老人保健医療受給者証と一緒に保険証も必ず提示して下さい。

## 狂犬病 予防注射 5月7日(火) 実施

狂犬病は、狂犬病ウイルスを持つている犬、キツネなどの動物にかまれて発症するもので、神経系統の病気です。いったん発症すると、ほぼ100%死に至るといふ恐ろしい病気です。

現在、狂犬病の発症がない国は、日本、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどわずかです。日本では、狂犬病予防法により年1回の予防注射が義務付けられ、野犬等の捕獲などを行い、昭和32年から狂犬病は発生していません。しかし、近年の動物の輸入の急激な増

大、漂流動物の侵入などを考えると、日本だけ大丈夫とはいえないのが現状です。

よって、狂犬病予防注射を受けることは、皆さんが狂犬病に對して、安心して生活できる第一歩なのです。

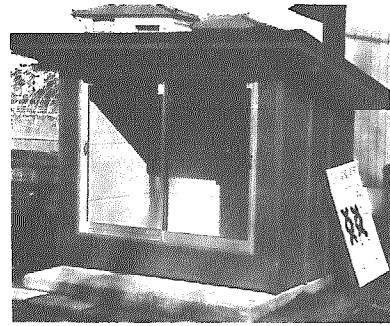
年に1回の狂犬病予防注射を受けさせないと、法律で罰せられます。愛犬の健康のためにも、必ず予防注射を受けましょう。

町では、狂犬病予防集注射を、5月7日(火)に実施します。会場、実施時間については、例年のお通りの予定ですが、詳しくは広報5月号に掲載します。

なお、他市町村においても、集注射が実施されますが、居住している市町村以外での集注射は受けることができませんので、ご注意下さい。

## 木造ごみステーション等を寄贈

藤山会館前のごみステーション1基と掲示板2基がこのほど、地元業者の好意により寄贈



## 廃棄物処理の手数料 広報3月号の訂正のお知らせ

亀田焼却場に直接持ち込むごみの処理手数料が4月1日から変わるお知らせを、広報よこし3月号の6ページに掲載しました。その中の一部に、内容の誤りがありました。

記事の中で「産業廃棄物手数料」とありましたが、正しくは、「事業系一般廃棄物手数料」でした。

訂正してお詫びいたします。

### 2月資源ゴミ収集実績

空きびん	6.1 t
空き缶	4.7 t
古紙	30.6 t
ペットボトル (拠点回収分)	0.5 t
合計	41.9 t

されました。「いつも地域の方からお世話になってお礼」として、五十嵐建築の五十嵐園弘さん(藤山一)が作成したもので、ごみステーションと掲示板の本体部分は木で、屋根はトタンで作られ、ごみによって景観が損なわれないよう、ステーションの戸はガラス戸でしっかり閉められるようになっています。